

広島県理学療法士作業療法士養成施設指導要領

1 一般的事項

- (1) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とする。
- (2) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (4) 敷地及び校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- (5) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。

2 教員に関する事項

- (1) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- (2) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- (3) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (4) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、加重にならないよう10時間を標準とする。
- (5) 教員はその担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
- (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

3 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講じられていること。

4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等

を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。
- (5) 教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (6) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。

5 教室及び実習室等に関する事項

(1) 理学療法士養成施設

次の教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室

学生定員1人当たり1.65㎡以上であること。

イ 講堂

全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。また、暗幕設備を有すること。

ウ 図書室

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室

(ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台（学生定員20人の場合）を収容し、実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 補装具室

(エ) 水治室

(オ) 日常動作訓練室

和室（4.5畳以上）及び洋室を有すること。また、台所（車椅子用・立位用）、風呂、洗面所、便所及び押入れの設備を有すること。

カ ロッカールーム又は更衣室

(2) 作業療法士養成施設

次の教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室，講堂，図書室，基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は，理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) 基礎作業実習室

各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること。

(イ) 評価実習室

(ウ) 治療実習室

(エ) レクリエーション室

(オ) 補装具室

(カ) 日常生活活動訓練室

和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。また，台所(車椅子用・立位用)，風呂，洗面所，便所及び押入れの設備を有すること。

6 教育上必要な機械器具等に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具，標本及び模型は，別添2に掲げる数以上を有すること。

(2) 教育上必要な専門図書(洋書を含む。)は1,000冊以上とし，このうち理学療法士養成校施設においては理学療法関係図書を，作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて，100冊以上を整備すること。また，学術雑誌(外国雑誌を含む。)は20種類以上を整備していること。

7 実習施設に関する事項

(1) 理学療法士養成施設における実習指導者は，理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士とし，作業療法士養成施設における実習指導者は，作業療法に関し相当の経験を有する理学療法士とし，免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり，かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。

・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会

・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし，見学実習及び主たる実習施設で行う実習については，この限りでないこと。

(3) 見学実習については，養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。

(4) 養成施設は，以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。

ア 養成施設の附属実習施設であること，又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。

イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに，実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

- ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。
 - エ 原則として、養成施設に近接していること。
 - オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
 - カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による実習が行われていること。
 - キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。
- (5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。
 - (6) 臨床実習施設は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。
 - (7) 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導、監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。
 - (8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。
 - (9) 実習施設には、実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。
 - (10) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

8 広告及び学生の募集に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請者の責任において開始することができる。また、その際には、設置計画中（指定申請書提出後にあつては、指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為は、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができる。また、その際には、指定申請中であることを明示すること。学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

9 その他

- (1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
 - (2) 事務管理を適正かつ確実に行うものとし、原則として専任の事務職員を置くこと。
 - (3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。
- なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して行うこと。

附 則

- 1 この要領は，平成 28 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際，現に医療従事者養成所等設置計画書等を広島県知事へ提出している場合は，なお従前の例による。
- 3 この要領は，令和 2 年 3 月 31 日から施行することとし，7 の（4）のキについては，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別添 1

理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎理学療法学	6	系統的な理学療法を構築できるよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	理学療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	6	理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を

	地域理学療法学	3	含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	臨床実習	20	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。
	(小計)	(57)	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
合計		101	

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	作業療法評価学	5	作業療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	作業法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含

			む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	地域作業療法学	4	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。
	臨床実習	2 2	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	(小計)	(5 7)	
	合計	1 0 1	

別添 2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む 各種（自動測定を含む）
人体解剖用視聴覚教材一式	1	
血圧計	2人で1	
聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む
スパイロメーター	20人で1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（A T）などの分析が行えるもの
呼気ガス分析装置一式	1	
ヘモグロビン酸素飽和度測定装 置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電 図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡 易型加算装置、記録計付
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等 角度調節可能なもの
トレッドミル	1	
自転車エルゴメーター	20人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	データ収録・解析システム
メトロノーム	20人で1	
AED	1	
多用途記録装置	1	
重心動揺分析装置一式	1	高さ等調節式数台を含む
運動解析装置（三次元動作解析装 置）	1	
床反力計一式	1	
検査測定・治療台	2人で1	
表面温度計	10人で1	身長計、体重計等
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		
メジャー	2人で1	

関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
ハンドヘルドダイナモメータ	20人で1	
知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
肺活量計	5人で1	
筋機能解析装置	1	
起立訓練ベッド	1	
姿勢鏡	1	
バランスボード	1	
平行棒	1種	
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
杖	6種	各種、高さ等の調整が可能なものを含む
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm
体位排痰訓練台	1	
マット	2人で1	
バルーン	6種	小児・大人用 大・中・小各1
メディスンボール一式	3種	
ロール	3種	大・中・小各1
三角マット	3種	大・中・小各1
プッシュアップ台	6種	6段階の高さ各1
重スイバンド	各種2セット	
砂袋	各種2セット	
鉄亜鈴	各種2セット	
滑車	4人で1	
肋木	1	
ローラーチェアー	10人で1	
足関節矯正用ウェッジ一式	1	角度20、15、10、5度各一對
バイオフィードバック機器	1	
弾性包帯各種一式	5人で1	
歩行介助用ベルト	10人で1	
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm
ホットパック	各3	大・中・小・頸椎用
ホットパック加温器	1	
パラフィン加温器	1	
極超短波治療器	1	

超短波治療費	1	
超音波治療器	1	
光線療法治療機器	1	
レーザー治療器	1	
コールドパック	4人で1	
バイブレーター	20人で1	
電気刺激治療器	4種	
頸椎けん引装置	1	
腰椎けん引装置	1	
バネ秤	1	
保護眼鏡	1	
水温計	4	
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1
渦流浴装置	1	
気泡浴装置	1	
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可
電気洗濯機	1	
調理道具一式	1	
改造衣類一式	1	
ラップボード	3	各種
ポータブル便器	3種	
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付(アシスト型でも可)
車椅子用クッション	3種	
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
腕可動支持器	20人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
台所ユニット(車椅子用)	1	
バスユニット(車椅子用)	1	
洗面台(車椅子用)	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む

ギプス用具一式	1 組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む 教育に必要なものを揃える 教育に必要なものを揃える 教育に必要なものを揃える 全身臥床用、座位用各 1
四肢の断端モデル	各種 1	
義足及び各部品	各種 1	
義手及び各部品	各種 1	
装具・スプリント及び各部品	各種 1	
体圧計測装置	2	
ポジショニング用クッション一式	1	
座位保持装置一式	1	
装具・スプリント等製作用具一式	10 人で 1	
作業台	10 人で 1	
視聴覚教材各種	各 1	
パーソナルコンピュータ	4 人で 1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1 学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む 各種（自動測定を含む）
人体解剖用視聴覚教材一式	1	
血圧計	2人で1	
聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置一式	1	
神経検査器具一式	4人で1	
トレッドミル	1	
自転車エルゴメーター	20人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	20人で1	
AED	1	
多用途記録装置	1	
重心動揺分析装置一式	1	
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1	
床反力計一式	1	高さ等調節式数台を含む
検査測定・治療台	2人で1	
表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		
メジャー	1	
関節角度計一式	各種	身長計、体重計等
ピンチメーター一式	各種	

知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可
木工		
電動ボール盤	1	
手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種
陶工		
陶工用小道具一式	4人で1	
絵つけ用用具一式	4人で1	
革細工		
革細工用具一式	4人で1	
絵画		
絵画用具一式	4人で1	
作業台	4人で1	七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用可
※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち2種以上を整備すること		
七宝焼き		
七宝用具一式	4人で1	
金工		
金工用具一式	4人で1	
織物		
卓上織機一式	4人で1	
モザイク		
モザイク用具一式	4人で1	
園芸		
園芸用具一式	4人で1	
上肢機能検査器具	10人で1	3種
視野計	1	
フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種

バイオフィードバック機器	10 人で 1	
姿勢鏡	1	
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等
スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10 人で 1	各種
玩具一式	10 人で 1	各種
実習モデル人形	10 人で 1	小児
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	意思伝達の入出力装置を含む
義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む
手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む
但し各部品の共用は可		
義手チェックアウト用具一式	4 人で 1	
義足及び各部品	各種 1	教育に必要なものを揃える
スプリント	10 種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等
スプリント製作用具一式	4 人で 1	電熱器、ヒートガンを含む
ギプス用具一式	1 組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
各種装具及び各部品	各種 1	教育に必要なものを揃える
日常家具一式	1	
冷蔵庫	1	
洗濯機	1	
電動式ベッド	1	3 モーター式
電話機	1 種	

調理道具一式	10 人で 1	
改造衣類一式	10 人で 1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3 種	各種
標準型車椅子	4 人で 1	
車椅子	5 種以上	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可）
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各 1
アームスリング	3 種	各種
自助具	40 種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等
腕可動支持器	10 人で 1	左・右用各 1
トランスファーボード	4 人で 1	
リフター	2 種	据え置き式、床走行式等
杖	6 種	各種
歩行器	5 種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2 種	
製図用具一式	4 人で 1	CAD ソフトで代用可
職業適性検査	2 種以上	厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等
視聴覚教材	各種	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4 人で 1	
（注）各機械器具は教育に支障がない限り、1 学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10 人で 1	
全身個別	4 人で 1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髓横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	